

随意契約の状況		担当課：会計課		
		令和7年5月20日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額（円） 上段：税込 下段：税抜
八雲町キャッシュレス決済導入業務	八雲町キャッシュレス決済導入に係る委託業務及び運用保守	R7.5.20～ R8.3.31	東京都中央区築地5丁目4番18号 ポスタス株式会社 代表取締役 本田興一	1,216,168 (1,105,607)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本業務は、八雲町の財務課窓口にて税に係る証明書交付発行手数料等の公金収納におけるキャッシュレス決済を導入するため、POS（販売時点情報管理）のアプリケーションやデータ集計システムの提供、現金払いにも対応するための自動釣銭機等機器の導入、運用保守を行うものである。</p> <p>契約の相手方は、令和6年度の八雲町キャッシュレス決済導入業務において、住民生活課、落部支所、熊石総合支所の窓口にて戸籍に係る証明書交付発行手数料の公金収納におけるキャッシュレス決済を導入した事業者であり、令和7年度においても当該事業者のサービスを利用している。</p> <p>他の事業者と契約すると全く別のシステムを使用することとなるため、管理等業務が著しく煩雑となること、及び落部支所、熊石総合支所の窓口において、税に係る証明書交付発行手数料等についても対応するためには、当該事業者が提供するPOSアプリケーションやデータ集計システムで対応する必要があることから、当該事業者と契約した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 八雲町財務規則第140条第2項 				